⑵　入札説明会の日時及び場所　平成30年４月５日（木）14時00分　日本中央競馬会　東京競馬場　１階打合せ室
⑶　入札説明書の交付方法　入札説明会の際、直接交付する。
⑷　入札、開札の日時及び場所　平成30年５月11日（金）14時00分　日本中央競馬会　東京競馬場　１階打合せ室
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提示した入札書及び入札条件に違反した入札書は無効とする。また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。
⑷　契約書の作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　本公告に示した物品を作製し納入できると本会契約担当者が判断した業者で、予め本会が決定した基準重量以上で、最も有利な条件で有効な入札を行った者を落札者とする。
⑹　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。
５　Summary
⑴　Official in charge of contract : Tomomi Abe, Assistant General Manager of the Tokyo Racecourse of Japan Racing Association
⑵　Classification of the products to be procured : 9
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Original Gold Products etc.
⑷　Delivery period : As shown in the tender documentation.
⑸　Delivery place : Tokyo Racecourse
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : A, B, C, D
⑺　Date and Time of tender : By 14 : 00　11 May 2018.
⑻　Contact point for the notice : General Affairs Section, Japan Racing Association, Tokyo Racecourse, 1―1, Hiyoshi-cho, Fuchu-shi, Tokyo, 183―0024 Japan TEL 042―363―3141

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
なお、本工事に係る落札決定及び契約締結は、当該工事に係る平成30年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。
平成30年３月８日
支出負担行為担当官
沖縄総合事務局開発建設部長　坂　　克人
◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　那覇空港滑走路増設４工区舗装等工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　沖縄県那覇空港地先
⑷　工事内容　アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、埋立工、小型水路工、ケーブルダクト工、付帯施設工、緑地工
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成31年３月25日まで
⑹　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
⑽　本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。
⑾　本工事は、入札説明書、図面等の電子的な提供（ダウンロード）を行う対象工事である。
⑿　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。
⒀　本工事は、企業の創意工夫に対する技術力（技術提案）の提案項目数の緩和を行う試行工事である。
２　競争参加資格
次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件を全て満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局開発建設部長が別途公示する手続に従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者であること。
⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　沖縄総合事務局における平成29・30年度一般競争参加資格のうち「空港等舗装工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　沖縄総合事務局における空港等舗装工事に係る平成29・30年度一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、単体又は特定ＪＶの代表者については950点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員については800点以上であること。
⑸　技術提案に関わる施工計画が適正であること。
⑹　平成14年度以降に、次に掲げる工事を元請として施工した実績を有すること（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
なお、当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
１）単体及び特定ＪＶの代表者は、下記⒜の施工実績を有すること。
⒜空港（飛行場含む）において、基本施設（滑走路、誘導路、エプロン）のアスファルト舗装を１件工事で36,000㎡以上施工した実績を有するもの。（供用中、供用前は問わない。）
２）特定ＪＶの代表者以外の構成員は、下記⒜―１の施工実績を有すること。
⒜―１アスファルト舗装工事を施工した実績を有するもの。
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
なお、特定ＪＶの場合は全構成員が必ず各１名以上配置しなければならない。また、配置予定技術者が現在、他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。
１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
２）平成14年度以降に、上記⑹に掲げる工事の現場に従事した経験を有する者であること（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
なお、工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る工事の経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。